

閲覧用

北見市教育大綱(案)

計画期間

平成31年度～平成35年度

平成30年12月

北 見 市

目 次

I. 大綱の位置づけ	1
II. 大綱の期間	1～2
III. 大綱の構成	
〈基本理念〉	3
〈重点目標〉	4～6

1 信頼と活力ある学校づくりの推進

2 「生きる力」を育む教育の推進

3 自ら学び成果を活かす社会教育の推進

4 地域に根ざしたスポーツ活動、文化活動の推進

5 社会的自立を目指した、連続性を保つ教育支援と青少年の健全育成の推進

「用語解説」 ※本文中に下線を引いた用語の解説を該当頁下部余白に掲載。

資料編

関係法令条文（抜粋）	7
------------	---

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [平成26年6月20日改正]

○教育基本法 [平成18年12月22日法律第120号]

I. 大綱の位置づけ

本大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「法」という。）第1条の3の規定に基づき、北見市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本理念、重点的な目標を定めるものであり、法第1条の4第1項の規定に基づき設置した「北見市総合教育会議」において、市長と教育委員会が協議、調整を図り、策定するものです。

II. 大綱の期間

大綱の期間は、本市総合計画の期間に鑑み、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。なお、下記の計画等は、国の動向、社会・教育情勢の変化等に伴い、必要に応じて見直す場合があります。

(1) 計画期間

平成31年度～平成35年度

(2) 関連計画等との整理

大綱の策定にあたっては、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項の規定に基づく国の「教育振興基本計画」を参酌するとともに、本市の最上位計画である「北見市総合計画」の基本理念を踏まえ、教育分野の個別計画と整合を図りながら、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とするものです。

○第2期北見市総合計画前期基本計画（計画期間：平成31年度～平成35年度）

○北見市学校教育推進計画（計画期間：平成28年度～平成32年度）

○第2次北見市社会教育計画（計画期間：平成28年度～平成32年度）

○国の「第3期教育振興基本計画」（計画期間：平成30年度～平成34年度）

○北見市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～平成31年度）

※新計画策定予定、平成32年度～平成36年度

○北見市地方創生総合戦略（計画期間 平成27年度～31年度）

○その他教育関連個別計画

○教育及び子育て制度の動向

【北見市教育大綱の計画期間と関連計画】

31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
第2期北見市総合計画前期基本計画 (H31～35)					
北見市教育大綱 (H31～35)					
北見市学校教育推進計画 (H28～32)					
第2次北見市社会教育計画 (H28～32)					
北見市子ども・子育て支援事業計画 (H27～31)		新・北見市子ども・子育て支援事業計画 (H32～36)			
北見市地方創生総合戦略 (H27～31)					
(国) 第3期教育振興基本計画 (H30～34)					

Ⅲ. 大綱の構成

大綱は、平成31年度から平成35年度までの5年間に、本市で推進する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本理念、重点的な目標で構成します。

<基本理念>

「豊かな心と文化を育むひとづくり、まちづくり」

- まちづくりには地域を支える多彩な人材が必要であり、次代を担う子どもたちが、地域社会の一員として、より良い環境の中で健やかに育つことが望めます。そのためには、地域の子どもたちをみんなですっかりと支え、見守り、安心して子育てのできる環境づくりが重要であり、学校・家庭・地域が連携し、子どもを産みやすく、子育てに喜びを感じられる環境の創造を目指します。

- 子どもが学校・家庭・地域でいきいきと活動し、認められることで自信を深め、学習意欲と学力、豊かな心、健康と体力、社会性、郷土愛を高めることができるよう、「生きる力」※①を育むことを基本としながら、遊びやさまざまな体験・交流機会の充実、学校の授業の質的向上、教育環境の整備充実を図ります。

- 長寿化に伴う人生100年時代を見据え、市民一人一人がより豊かで充実した人生を送るため、生涯にわたり学び、活躍できる生涯学習環境の整備充実を図ります。
そのために、現代的・社会的課題に対応した学習機会を充実するとともに、人々の社会活動への参加を促進します。
また、誰もが各々の年代、関心、適性、能力等に応じて日常的にスポーツに親しむことができるよう、総合的にスポーツ環境を整備します。
さらに、芸術・文化活動の振興を図るとともに、各地域における貴重な歴史、風土、自然などの文化財や文化遺産を保護・継承し、さらなる市民文化の創造を図ります。

用語解説

①「生きる力」…第15期中央教育審議会が第1次答申（平成8年7月）において提言。答申では、「生きる力」とは「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力であり、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であり、たくましく生きるための健康や体力が不可欠である」と説明されている。

<重点目標>

1 信頼と活力ある学校づくりの推進

- ・学校との連携を密にした、いじめ・不登校などの問題への対応を充実させるとともに、学校・家庭・地域の連帯を深めながら目標を共有し、社会全体で子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を進め、信頼ある学校づくりに努めます。
- ・少子化の進展に伴い、学校規模が小規模化しており、子どもたちにとってより良い教育環境を提供するため、学校規模適正化※②を推進します。
- ・自主性・自律性のある学校経営の充実、創意ある教育課程を実現するカリキュラムマネジメントの確立、異校種間の連携、接続※③の充実に努め、学校の活性化を図ります。

2 「生きる力」を育む教育の推進

- ・ICT機器の活用などを通し、わかりやすい授業や主体的な学びを推進し、学力・体力向上の取組の充実を図るなど、児童生徒一人一人が「生きる力」を確実に身に付けることができる教育を推進します。
- ・児童生徒が安全安心で快適な学校生活を送れるよう、学校施設及び設備・機器などの改修・更新を行うほか、読書活動を支援するための学校図書館の充実及び食育※④の推進やより安全な学校給食の提供に努めます。
- ・児童生徒が命の大切さを理解し、自他の安全を守ることができるよう、交通安全・防犯・防災教育の充実に努めるとともに、豊かな人間性を育む基盤となる道徳教育を推進します。
- ・支援が必要な児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の能力や可能性を伸ばすための特別支援教育の充実に努めます。

用語解説

②「学校規模適正化」…子どもにとってより良い教育環境を整備するため、望ましい学校規模に向けて、小規模校や大規模校、複式学級等を解消する取組のこと。「北見市学校規模の適正化方針」（平成25年11月策定）

③「異校種間の連携、接続」…小学校と中学校、中学校と高校など、種類が異なる学校間の連携のこと。それぞれ進学していくときに大きな段差があり、そのため適応できない児童生徒が見受けられ、円滑な進学のため緊密な連携が求められている。

④「食育」…国民一人一人が、あらゆる世代にわたって、健全な食生活に必要な知識や判断力を習得し、それを実現できるようにすることを目指すための取組のこと。

3 自ら学び成果を活かす社会教育の推進

- ・ 少子高齢化や高度情報化、人口減少や環境問題など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、各世代の課題やニーズに応じた多様な学習機会を提供するとともに、市民の社会活動への参加を促進します。
- ・ 地域の課題や住民の生活課題に即した公民館活動の充実に努めます。
- ・ 4 自治区図書館それぞれの地域性を発揮しながら、ニーズに応じた的確な資料提供・情報提供により、市民の知る権利を保障し、図書館サービスの向上を図ります。

4 地域に根ざしたスポーツ活動、文化活動の推進

- ・ スポーツ教室の開催、指導者の養成、スポーツ合宿の推進、スポーツ大会の開催・大会参加支援などをはじめ、関係機関・団体との連携により、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも親しめる生涯スポーツ環境を創造します。
- ・ 豊かな心で市民生活を送り、未来への活力を高めるため、芸術・文化の公演や展示などの鑑賞機会と自らも創造し表現する機会の充実に努めます。
- ・ 常呂遺跡※⑤やハッカ記念館、エゾムラサキツツジ群落※⑥など、郷土の価値ある遺跡、文化財、天然記念物を保護・活用し、次世代につなげる活動を推進します。
- ・ 社会教育施設の老朽化が進んでいることから、施設の長寿命化や改修等を計画的に進めるとともに、効率的な管理運営を行います。

用語解説

⑤「常呂遺跡」…国指定史跡（昭和 49 年指定）。オホーツク海岸に沿って常呂川の河口付近からサロマ湖東岸へと続く幅約 300 メートル、長さ約 4.2 キロメートルの砂丘上を中核とし、縄文時代、続縄文時代、擦文時代、オホーツク文化期の 2,700 基以上の竪穴住居跡等がある。本遺跡は日本列島の竪穴住居跡群のなかでも最大級の規模と密度をもつものとして注目される。

⑥「エゾムラサキツツジ群落」…温根湯温泉街から、無加川に沿って東へ約 500 メートルの丘陵斜面にある 7 万株、28 万本のエゾムラサキツツジの純群落。昭和 32 年に北海道指定天然記念物に指定されている。

5 社会的自立を目指した、連続性を保つ教育支援と青少年の健全育成の推進

- ・乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大事な時期であり、子育て環境の充実はもとより、幼稚園・保育園・認定こども園において提供される幼児教育・保育の質の向上を図るための取組を着実に進めていくほか、乳児期から小学校就学前まで、発達と学びの連続性に配慮するとともに、小1プロブレム※⑦の解消など小学校教育との円滑な接続に向けて、幼保小三者連絡協議会等における児童福祉や幼児教育と学校教育の連携強化を推進します。
- ・次代を担う青少年が、心豊かにたくましく成長できるよう体験・交流活動やボランティア等の社会参加の推進を図るとともに、児童が安全に安心して過ごすことのできる放課後の居場所として児童館・放課後児童クラブの利用を促進します。さらに、学校、家庭、地域と連携した子どもの見守りや防犯対策を推進するとともに、青少年の非行を未然に防止し、不登校や引きこもり等の多様化する不安や悩みに柔軟に対応できる相談支援に努めます。
- ・高等教育については、個性ある教育や希望進路の実現など多様なニーズに応えられる教育環境が求められており、北見工業大学や日本赤十字北海道看護大学との連携協定を活用し、産学官連携の中で学校と地域との関係性の強化に努めます。

用語解説

⑦「小1プロブレム」…小学校に入学したばかりの児童が、落ち着いて教員の話を開けなかったり、教室を歩き回ったりして授業が成立しないなどの状態が続くこと。

資料編

関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [平成26年6月20日改正]

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法 [平成18年12月22日法律第120号]

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。